

# 未成年者の口座開設及び取引に関する申込書

口座番号

兼 未成年者口座に係る代理人・運用管理者届出書 兼 資金の帰属に関する確認書

レオス・キャピタルワークス株式会社 宛

下欄に署名したすべての親権者は、以下の事項を確認および同意して、下記口座名義人(未成年者)の総合取引口座の開設を申し込みます。

- ・ **WEBの申込画面において届出いただいた登録親権者(兼 運用管理者)のみが、下記口座名義人(未成年者)を単独で代理して、当該未成年者口座において投資信託に関する取引およびそれに付随する行為を行なうこと。**
- ・ 登録親権者(兼 運用管理者)以外の方は、下記口座名義人(未成年者)を代理して、取引等(※)の申込等を行うことができないこと。  
(※ご購入・ご解約、お取引残高の照会、各種登録事項のご変更、各種書類のご請求など)
- ・ 登録親権者(兼 運用管理者)は、登録親権者(兼 運用管理者)および下記口座名義人(未成年者)宛にお送りする未成年口座のID・パスワードにて、常に未成年口座の取引状況等を把握・管理すること。
- ・ これらの同意および今後の取引に関して紛議が生じた場合、下表に署名したすべての親権者が一切の責任を負い、貴社に迷惑をかけないこと。
- ・ 本口座に入金される資金は、口座名義人(未成年者)本人に帰属する資金に限ることとし、口座名義人(未成年者)本人に帰属する資金以外の資金による取引は行わないこと。(振込元金融機関で組戻しの手続きを行なうこと)
- ・ 次の場合はすみやかに貴社に届け出ること。
  - (1) 下記口座名義人の親権について変更が生じた場合
  - (2) 下記口座名義人または登録親権者について、氏名、住所および個人番号など、貴社所定の申込画面または「総合取引口座申込書」により貴社へ届出た事項に変更があった場合
  - (3) その他、貴社が届出の必要な事項についてお届けいただくことをご依頼した場合
- ・ お取引暗証番号は、登録親権者(兼 運用管理者)の方が設定し、登録親権者(兼 運用管理者)以外の方に伝えることのないよう管理すること。

※すべての親権者が当申込書の内容を確認のうえ、ご署名ください。

※親権者の欄は代筆せず、それぞれがボールペン等の消せないペンで自書でご記入ください。

記入日 年 月 日

## 【口座名義人(未成年者)】

ご住所	〒				
お名前	生年月日 (和暦)	平成 令和	年	月	日

## 【親権者(父)】 必ず親権者ご本人様にご署名ください。

お名前	
-----	--

## 【親権者(母)】 必ず親権者ご本人様にご署名ください。

お名前	
-----	--

親権者がお一人の場合、【親権者(父)】または【親権者(母)】の該当欄のみご署名ください。

## 【社用欄】

親権者確認書類	不備	承認	内容確認	受付
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 記入不足 <input type="checkbox"/> 訂正印なし <input type="checkbox"/> フリガナなし <input type="checkbox"/> 本確書類 <input type="checkbox"/> 印不鮮明 <input type="checkbox"/> その他( )			

# 未成年者の口座開設にあたってのご案内

未成年者の方が、口座開設をお申込みになる場合、次の各項目にしたがってお申込みください。

※未成年口座を開設する場合、未成年者の法定代理人として未成年者を単独で代理して取引をする方として、親権者のうち1名を「登録親権者」としてご登録いただく必要があります。

## 1. 総合取引口座のお申込み

1. 口座開設されるご本人(未成年者)の情報をご入力ください。
2. 「未成年者の口座開設及び取引に関する申込書」については、すべての親権者の方がご確認・ご署名ください。
3. お取引暗証番号は、登録親権者の方が設定し、登録親権者以外の方に伝えることないよう管理ください。
4. ご本人(未成年者)名義の金融機関口座のお届出が必要となります。
5. 登録親権者の住所が口座開設されるご本人(未成年者)の住所と異なる場合、口座開設のお申し込みを受け付けできません。

## 2. 当社にご提出(アップロード)いただく書類

本人確認書類に記載された本籍、保険者番号、被保険者記号・番号、基礎年金番号、医療記録等の機微情報は撮影前に付箋・マスキングテープなどで隠してください。

(1) 未成年者の口座開設及び取引に関する申込書		
申込書の内容をご理解いただいたうえでご記入いただき、当社にご提出ください。 申込書の親権者は、法律上の「親権者」をいい、すべての親権者の同意が必要です。		
(2) 未成年者とすべての親権者の続柄がわかる確認書類		
口座を開設する未成年者とすべての親権者の氏名・住所・生年月日と続柄を確認するため、下記①または②のうち、該当する確認書類を1点、ご提出くださいますようお願いいたします。		
・親権者がお二人の場合であって、すべての親権者・未成年者のご住所が同一の場合	①(世帯全員の)住民票の写し	・親権者二人と未成年者本人の記載があること。 ・「世帯主」「続柄」の記載が必要です。 ・マイナンバーの記載は不要です。 ・未成年者の方の「続柄」が「子の子」となる場合(世帯主が祖父母などの場合)、「筆頭者」欄の記載が必要です。 (祖父母が世帯主の場合、未成年者本人の続柄は「子の子」であり、親権者の続柄は「子」となります。親権者が兄弟姉妹と同居している等、同一世帯に複数人の「子」が登録されている場合、未成年者の親権者が特定できないため、原則、住民票のみでは口座開設ができません。この場合、未成年者と親権者の「続柄」を証明する書類として、戸籍謄本が必要となります) ・6ヵ月以内(当社受付日時点)に作成されたもので、発行元印があるものがが必要です。コピー不可。
・親権者がお二人であって、未成年者とご住所が異なる親権者がいる場合(単身赴任の場合など) ・親権者がお一人であって、親権者と未成年者のご住所が同一の場合	②戸籍謄本の写し + 附票	・親子関係が確認できる「戸籍謄本」(全部事項証明書)が必要です。 「戸籍抄本」(個人事項証明書)は承ることができません。 ・6ヵ月以内(当社受付日時点)に作成されたもので、発行元印があるものがが必要です。コピー不可。 ・親権者がお一人で、未成年者と異住所の場合は、口座開設のお申し込みを受け付けできません。
(3) 未成年者のマイナンバー確認書類		
下記①～③より1点をご提出ください。		
	①個人番号通知カード	※「個人番号通知書」はマイナンバー確認書類としてご利用いただけませんのでご注意ください。
	②マイナンバーカード	顔写真のある表面 および マイナンバーが記載された裏面のコピーをご提出ください。 こちらは、下記(4)の②と兼ねることができますので、下記(4)を別途ご用意いただく必要はございません。
	③マイナンバーが記載された未成年者の住民票の写し	・6ヵ月以内(当社受付日時点)に作成されたもので、発行元印があるものがが必要です。コピー不可。

<b>(4) 未成年者の本人確認書類</b> (氏名・住所・生年月日が記載されていて、有効期限内のものに限ります) 下記①～⑤より1点、①～⑤をお持ちでない場合⑥～⑨より2点をご提出ください。		
顔写真付きの 本人確認書類 (いずれか1点)	① 旅券	日本国発行で、有効期間中のものに限ります。 お名前・生年月日が記載されたページと、ご住所が日本語で表記された最終の「所持人記入欄」のページが必要です。 ※2020年2月4日以降に申請された旅券は「所持人記入欄」が無いためご利用いただけません。
	② マイナンバーカード	表面および裏面のコピーをご提出ください。
	③ 運転免許証	表面および住所変更がある場合は裏面も必要です。
	④ 在留カード または 特別永住者証明書	日本国発行で、有効期間中のものに限ります 表面および裏面のコピーをご提出ください。
	⑤ 各種障害者手帳 (写真あり)	有効期間中のものに限ります。
(①～⑤をお持ち でない場合) ⑥～⑨から2点	⑥ 各種健康保険証	現住所の表記が必要です。 表面に現住所の表記が無い場合、裏面に記載されていることをご確認の上、裏面のコピーもご提出ください。
	⑦ 住民票の写し	有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。 こちらは、上記(2)の①と兼ねることができます。(この場合、世帯全員の住民票の写しであることが必要です)
	⑧ 印鑑登録証明書	有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。
	⑨ 各種障害者手帳 (写真なし)	有効期間中のものに限ります。
<b>(5) 登録親権者の本人確認書類</b> (氏名・住所・生年月日が記載されていて、有効期限内のものに限ります) 下記①～⑧より2点をご提出ください。		
	① 旅券	日本国発行で、有効期間中のものに限ります。 お名前・生年月日が記載されたページと、ご住所が日本語で表記された最終の「所持人記入欄」のページが必要です。 なお、2020年2月4日以降に申請された旅券は「所持人記入欄」が無いためご利用いただけません。
	② マイナンバーカード	表面のコピーをご提出ください。(裏面は不要です)
	③ 運転免許証	表面および住所変更がある場合は裏面も必要です。
	④ 在留カード または 特別永住者証明書	日本国発行で、有効期間中のものに限ります。 表面および裏面のコピーをご提出ください。
	⑤ 各種健康保険証	現住所の表記が必要です。 表面に現住所の表記が無い場合、裏面に記載されていることをご確認の上、裏面のコピーもご提出ください。
	⑥ 住民票の写し	有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。 こちらは、上記(2)の①と兼ねることができます。(この場合、世帯全員の住民票の写しであることが必要です)
	⑦ 印鑑登録証明書	有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。
	⑧ 各種障害者手帳 (写真あり/なし)	有効期間中のものに限ります。

### 3. 口座開設後のお取引

各種お取引(\*)は、登録親権者以外の方からは、受け付けできません。あらかじめご了承ください。

\*ご購入・ご解約、お取引残高の照会、各種登録事項のご変更、各種書類のご請求など

上記事項にご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。